



保医発第25号
平成13年1月31日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

特定保険医療材料の取扱いについて

特定保険医療材料の取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。

記

I 平成11年3月25日保険発第30号の一部を次のように改正する。

3中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「(平成12年3月21日厚生省告示第85号)別表中8」を「(平成12年12月厚生省告示第394号)別表中Ⅷ」に改める。

II 平成12年3月17日保険発第28号の一部を次のように改正する。

1 別添3の<特定保険医療材料料>の区分30の(1)のイ中「自己連続携行式腹膜灌流液交換セット」を「腹膜透析液交換セット」に改め、同(1)のウ中「在宅中心静脈栄養法用輸液セット」を「在宅中心静脈栄養用輸液セット」に改め、同区分30の(2)中「在宅中心静脈栄養法用輸液セット」を「在宅中心静脈栄養用輸液セット」に改める。

2 別添3の<特定保険医療材料料>の別表1中「自己連続携行式腹膜灌流液交換セット」を「腹膜透析液交換セット」に、「在宅中心静脈栄養法用輸液セット」を「在宅中心静脈栄養用輸液セット」に改める。

Ⅲ 平成12年5月2日保険発第94号の一部を次のように改正する。

3中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「(平成12年3月21日厚生省告示第85号)別表中8」を「(平成12年12月厚生省告示第394号)別表中Ⅷ」に改める。

Ⅳ 平成12年11月17日保険発第191号の一部を次のように改正する。

1中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「(平成12年3月厚生省告示第85号)別表中8」を「(平成12年12月厚生省告示第394号)別表中Ⅷ」に改める。